

高度障害保険金のご請求にあたって（団体信用生命保険）

高度障害保険金は、次の①～③の状態にすべて該当したときにお支払いの対象となります。

- ①被保険者様の障害状態が病気またはケガを原因として以下の1～7のいずれかに該当する
- ②その状態について回復の見込みがない
- ③ご契約の責任開始期以後の病気・ケガを原因としてその状態に該当する

お支払いする状態

1.視力の障害

両眼の視力を全く永久に失ったもの

2.言語・そしゃく機能の障害

言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

3.日常生活動作の障害

中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

4.両腕の障害

両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその運動機能を全く永久に失ったもの

5.両足の障害

両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその運動機能を全く永久に失ったもの

お支払いする状態の解説

- 両眼とも、眼鏡やコンタクトレンズを使用しても視力が0.02以下である。
 視野狭さく(視野が狭くなること)や眼瞼下垂(まぶたが上がらなくなること)による視力障害は該当しません。

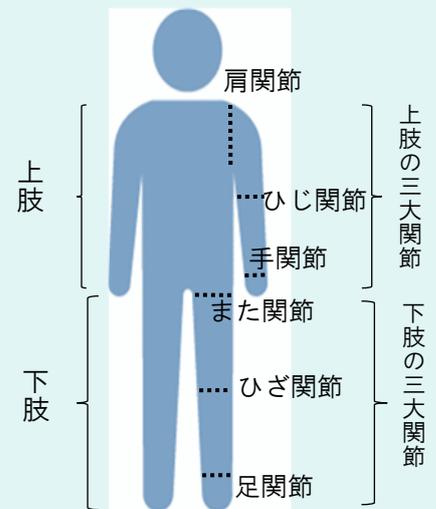
- 言語機能の障害…以下のいずれかの状態
 - 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音ができない
 - 言葉による意思疎通がわずかでもできない
 - こう頭(声帯)の全摘出により発音ができない

- そしゃく機能の障害…食べ物をかみくだくことができないため、流動食しか食べられない
 胃などの消化器系障害、気管切開、胃ろう造設による場合は除きます。

- 以下のいずれもが自分ではできない
 - 食物の摂取……はし、スプーン、フォーク等を使用して食物を口の中に運ぶこと
 - 排便・排尿……洋式便器に座った状態で排便・排尿すること(便器への移動、衣服の脱着等の便器に座るまでの行為は含みません。)
 - 排便・排尿の後始末……排せつ後に身体の汚れたところを拭き取ること
 - 衣服着脱……ボタンのない肌着および下着を着たり脱いだりすること
 - 起居……横になった状態から起き上がって座位を保つこと
 - 歩行……立った状態から歩くこと
 - 入浴……浴槽に入ったり、出たりすること

- 「手関節以上で失った」
…手首より肩側で切断により失っている
- 「その運動機能を全く永久に失った」
…以下のいずれかの状態
 - 腕が完全にマヒしている
 - 肩・ひじ・手首の関節を3つともすべて全く動かさない

- 「足関節以上で失った」
…足首より股側で切断により失っている
- 「その運動機能を全く永久に失った」
…以下のいずれかの状態
 - 足が完全にマヒしている
 - 股・ひざ・足首の関節を3つともすべて全く動かさない



お支払いする状態

6.片腕と片足の障害①

1上肢を手関節以上で失い、
かつ、
1下肢を足関節以上で失ったかまたは
その運動機能を全く永久に失ったもの

7.片腕と片足の障害②

1上肢の運動機能を全く永久に失い、
かつ、
1下肢を足関節以上で失ったもの

お支払いする状態の解説

- 「手関節以上で失う」
……手首より肩側で切断により失っている
- 「1上肢の運動機能を全く永久に失った」
……以下のいずれかの状態
 - 片腕が完全にマヒしている
 - 片腕の肩・ひじ・手首の関節を3つともすべて全く動かせない
- 「足関節以上で失う」
…足首より股側で切断により失っている
- 「1下肢の運動機能を全く永久に失った」
…以下のいずれかの状態
 - 片足が完全にマヒしている
 - 片足の股・ひざ・足首の関節を3つともすべて全く動かせない

Q. 国の「身体障害者等級2級」の認定を受けています。高度障害保険金は支払われますか？

A. 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態と公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

身体障害者の認定を受けられている場合にも、生命保険会社所定の診断書をご提出いただき、高度障害状態に該当するか生命保険会社が判断させていただきます。

Q. 契約加入前に交通事故にあい、その後もリハビリを継続していましたが、契約加入後に終身常に介護を要する状態となりました。高度障害保険金は支払われますか？

A. 保険金のお支払いは、その原因となる病気またはケガがご契約の責任開始期以後に生じたことが要件となっております。

したがって、責任開始期より前から既に生じていた病気またはケガにより高度障害状態となった場合、高度障害保険金のお支払い対象とはなりません。



お申込みの際の告知などによって、責任開始期より前に障害の原因が生じていることを生命保険会社が知っていた場合でも、高度障害保険金のお支払い対象とはなりません。

Q. 1ヶ月前に発病して、いまのところ常に介護が必要な状態ですが、現在リハビリ中で回復する予定でも高度障害保険金は支払われますか？

A. リハビリ・手術などにより障害状態が回復する可能性がある場合は、経過をみさせていただくことがあります。

その後、終身常に介護を要する状態であると診断されたときに生命保険会社所定の診断書をご提出いただき、高度障害状態に該当するか生命保険会社が判断させていただきます。



このチラシはお支払いする場合についてご理解いただくために、表現・説明を簡略化しています。

一般財団法人 年金住宅福祉協会

電話：03（3501）4761（平日9：00～17：00）

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル5階